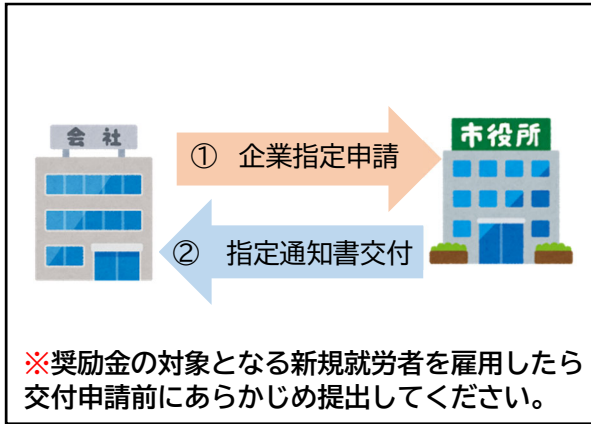


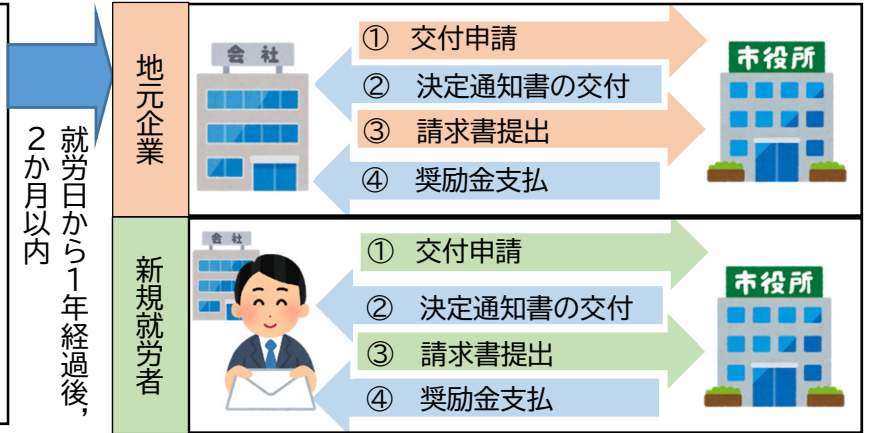
地元人材雇用支援奨励金

地元人材の就労と地元企業の人材確保の取組を支援することにより、本市の産業振興を図るため、「地元人材の新規就労者」及び「当該新規就労者を正規雇用した地元企業」に対し、予算の範囲内において奨励金を交付します。

● 交付対象企業指定申請



● 奨励金交付申請



地元企業

【交付対象企業】

- ① 本市に本社又は本店を有するか、本市に店舗、営業所、事業所又は工場等を有している
- ② 新規就労者の交付対象として認められる者を雇用していること。
- ③ 新規就労者を採用した日の6か月前から交付申請日までの間、他の雇用者を企業の都合により解雇していないこと。ただし、次のいずれかに該当する解雇は、除く。
ア 当該雇用者の責めに帰すべき重大な理由による解雇
イ 天災その他やむを得ない理由により、事業の継続が不可能になったことによる解雇
- ④ 市税の滞納がないこと。

【地元企業の指定申請】

奨励金の交付を受けようとする地元企業は、あらかじめ次の書類の提出の必要があります。

- ① 地元人材雇用支援奨励金交付対象企業指定申請書（別記第1号様式）
- ② 地元人材の正規雇用を証する書類（別記第2号様式）

【交付申請】

奨励金の交付を受けようとする場合は、次の書類を提出してください。

- ① 地元人材雇用支援奨励金（地元企業用）交付申請書（別記第7号様式）
- ② 同一の地元人材の正規雇用が1年経過したことを証する書類（別記第8号様式）
- ③ 対象となる新規就労者の住民票の写し
- ④ 指定通知書の写し
- ⑤ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し（事業主通知用）
- ⑥ 市税の納税証明書
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

※交付申請の審査については、新規就労者の申請がなされた後行います。

【奨励金の額】

地元本社企業：新規就労者一人につき10万円

地元支店等企业：阿久根市内の店舗等に配属された新規就労者一人につき10万円

【交付申請期限】

新規就労者が就労した日から1年を経過した日の翌日から起算して2か月以内

※新規就労者の交付要件等は裏面に掲載

新規就労者

【交付対象者】

- ① 新規就労者になるまでの間に本市に通算して3年以上住所を有していたことがあった者（本市に住所を有していなくとも、本市所在の高等学校を卒業した者を含む。）
- ② 新規就労者となった時の年齢が15歳以上30歳未満の者
- ③ 交付申請日において、新規就労者となった日から引き続き本市に居住し、住民登録していること。
- ④ 就職基準日以降に新規就労者となった者で、同一の地元企業に継続して1年を超える期間雇用されていること。（地元企業の都合により転職し、転職先企業が地元企業である場合は、転職前の地元企業の雇用期間を通算する。）
- ⑤ 就労及び就業に係る市の支援又は補助制度のうち、市長が別に指定する制度に基づく支援金又は補助金の交付を受けていないこと。
- ⑥ 市税の滞納がないこと。

【交付申請】

奨励金の交付を受けようとする場合は、次の書類を提出してください。

- ① 地元人材雇用支援奨励金（新規就労者用）交付申請書（別記第4号様式）
- ② 在職証明書（別記第5号様式）
- ③ 住民票の写し
- ④ 居住履歴等申告書（別記第6号様式）
- ⑤ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し（被保険者通知用）等正規雇用されている事実が確認できる書類
- ⑥ 市税の納税証明書
- ⑦ その他市長が必要と認める書類
 - ア 申請者本人の戸籍の附票（抄本）。なお、住民票の写しにより阿久根市に3年以上居住していることが認められる場合は除く。
 - イ 雇用保険被保険者資格喪失届の写し
 - ウ 本市所在の高等学校を卒業したことが分かるもの 等

【奨励金の額】

10万円

【交付申請期限】

就労した日から1年を経過した日の翌日から起算して2か月以内

※企業の指定通知を受けた後の申請となります。

●交付パターン

本市に本社または本店がある企業の場合	阿久根市内		阿久根市外	
	本社	支店	支店	支店
	本社配属	支店など配属（市内）	支店など配属（市内）	支店など配属（市外）
新規就労者	10万円	10万円	10万円	10万円
企業など	10万円/人	10万円/人	10万円/人	10万円/人
本市に店舗、営業所、事業所または工場などがある企業の場合	本社	支店	支店	支店
	本社配属	支店など配属（市内）	支店など配属（市内）	支店など配属（市外）
新規就労者	10万円	10万円	10万円	10万円
企業など	0円	10万円/人	10万円/人	0円

【問い合わせ先】

阿久根市役所 商工観光課 商工振興係 TEL：0996-73-1114（直通）